

変更届出に必要な書類一覧表

変 更 の 内 容	路外駐車場 設置変更届	管 理 規 程 変 更 届	添 付 書 類 等
管理者の変更（名称変更含む） ※代表者のみの変更については不要	○	○	
管理者の住所等の変更	—	○	
駐車場の名称の変更	○	○	
駐車場の位置の変更 （町名地番変更によるもの）	○	△	管理規程に所在を 掲載している場合 は、管理規程変更 届も必要です。
規 模 } の変更 構 造 } 設 備 }	○	—	変更事項に係る図 面及び指示された もの
附帯業務の変更	○	○	
従業員数の変更	○	—	
駐車料金の変更	—	○	理由書及び指示さ れたもの
供 用 時 間 } の変更 供 用 契 約 } 省令で定められた事項 }	—	○	

※ 駐車場法に基づく諸施策の円滑な実施について平成10年2月12日通達
「（５）設置届及び管理規程の変更について」で代表者のみの変更については変更の届け
は必要ありません。

- 注１． 設置変更届は法第１２条、管理規程変更届は法第１３条第４項に定められています。
設置変更は、あらかじめ届け出る。管理規程は共用開始後１０日以内に届出をお願いします。
また、休止、廃止や供用を再開する場合も同様です。
- ２． 必要書類は添付図書を含め２部提出して下さい。
- ３． 設置変更届は所定の用紙を、管理規程変更届には所定の様式を用いて下さい。
- ４． 副本交付に際し、郵送をご希望の場合は、返信用封筒（切手貼付）のご用意をお願いします。